

京 支 援 発 第 24 号
令 和 5 年 8 月 28 日

各 位

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構
会長 榎 田 匠
<公印略>

介護・福祉サービス等第三者評価事業「評価機関」の募集のお知らせと
令和5年度介護・福祉サービス評価調査者養成研修の御案内について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本支援機構事業運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本支援機構ではこの度、介護・福祉サービス等第三者評価事業における「評価機関」の募集を下記の通り行います。

「評価機関」の申請を希望されます場合は、別紙「介護・福祉サービス等第三者評価機関認定要綱」を御参照いただき、「評価機関認定申請書」を作成の上、支援機構宛に提出くださいますようお願いいたします。(※申請を御検討されている場合、まずは事務局に御一報ください。)

なお、評価機関認定の要件となります、介護・福祉サービス評価調査者養成研修についても内容を御確認の上、支援機構宛にお申し込みください。

記

(1) 介護・福祉サービス等第三者評価事業における「評価機関」の募集について

- 募集 • 申請は年間を通じて受付けています
- 応募資格 • 法人格を有すること
• 第三者評価を的確に行うに足りる知識及び技能並びに人員を有すること等
- 応募方法 「評価機関認定申請書」を作成の上、支援機構宛に提出願います。

※その他、応募に際しての要件がありますので、別紙「介護・福祉サービス等第三者評価機関認定要綱」の内容を御参照ください。

※「評価機関認定申請書」にもとづき、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構の「認定・公表委員会」において審査し、京都府が認定を行います。

※認定申請書等必要書類は、支援機構のホームページ (<http://kyoto-hyoka.jp/>) の「評価機関の方へ→活用とダウンロード→評価機関認定関係」からダウンロードいただけます。

(2) 令和5年度 介護・福祉サービス評価調査者養成研修について

- 日程・会場 別紙「開催要綱」を御参照ください。
- 申込方法 「介護・福祉サービス評価調査者養成研修受講申請書」により必要書類を添付の上、令和5年9月20日(水)までに郵送にてお申ください。

※申請書の注意事項に御留意いただき、必要書類の準備をお願いいたします。ただし、必要書類が間に合わない場合は、御一報ください。

※「評価機関」の応募資格に「評価機関が設置する評価調査チームに専任する2人以上の評価調査者を置くこと。」と定められています。「評価機関」として申請されます場合は、介護・福祉サービス等評価調査者養成研修の受講が必要となりますので、御注意ください。

※介護・福祉サービス評価調査者養成研修を受講されても、「評価機関」として申請内容の審査の結果、「評価機関」として要件に満たず、認定されない場合もあります。

(3) お問い合わせ・申込先

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都5階
京都府社会福祉協議会 福祉経営推進課内 担当：長谷川・政田
TEL:075-252-6292 / FAX:075-252-6310